

＜特別措置の内容＞

1. 内 容

2月15日までに経済産業省に対する申し入れがあった再生可能エネルギー電気卸供給を利用する小売電気事業者について、所定の期間に必要な申請があった場合に、2月15日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とする。

なお、小売電気事業者から上記申し入れがあった場合には、要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に2021年4月15日まで延長する。

2. 適用対象料金

2月15日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金

3. 適用対象の事業者

以下の①から③の要件をすべて満たしている小売電気事業者

- ① 市場価格に連動して高額な電気料金の請求を受ける需要者や、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける需要者に対し、支払猶予等の措置を講じていること
- ② 以下のいずれにも当てはまらないこと
 - ・直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること
 - ・直近の収支において売上・営業利益等が、前期および前々期に比して悪化していること
- ③ 分割支払い措置が講じられている期間において、卸電力市場における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約を締結していること

4. 特別措置のお申込み方法

2021年2月15日から3月15日までの間に当社のネットワークサービスセンターまで所定の様式によりお申込みください。お申込みをいただいた後、当社は経済産業省と協議のうえ審査を行い、審査結果を通知いたします。なお、本特別措置の適用が認められた小売電気事業者の名称については、経済産業省において公表することといたします。

様式リンク先：https://www.kansai-td.co.jp/application/documents.html#newenergy_apply

(再生可能エネルギー電気卸料金の特別措置における申込様式について)

5. 問い合わせ窓口

これらの特別措置の適用を希望される小売電気事業者は、下記の担当窓口までお問い合わせください。

関西電力送配電株式会社 ネットワークサービスセンター

TEL：06-7501-0695

以 上